

印西地区衛生組合管理者交際費の支出及び公表に関する要綱

平成24年6月29日訓令第2号
令和4年7月29日訓令第4号
令和5年12月20日訓令第4号

(目的)

第1条 この基準は、印西地区衛生組合（以下「組合」という。）の行政の円滑な執行を図るため、管理者が組合を代表し個人又は団体と交際する上で必要な経費（以下「管理者交際費」という。）を支出する際の基準及びその公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(管理者交際費の支出区分、適用の範囲及び支出金額)

第2条 管理者交際費の支出区分、適用の範囲及び支出金額は別表第1及び別表第2のとおりとする。

(管理者交際費の公開)

第3条 組合運営の透明性を図るため、管理者交際費の使途は公開するものとする。

(公開方法)

第4条 管理者交際費の公開方法は、組合ホームページへの掲載により行う。

(公開する情報)

第5条 公開する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項各号に掲げる情報のうち個人情報の保護のため特に必要と認められる場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

(公開の時期)

第6条 管理者交際費の公開は、前年度分をとりまとめ、4月末までに行う。

(管理者交際費の見直し)

第7条 管理者交際費の支出区分、適用の範囲及び支出金額については、社会状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（令和4年7月29日訓令第4号）

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日訓令第4号）

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(印西地区衛生組合公職関係者弔慰金等贈呈要綱の廃止)

2 印西地区衛生組合公職関係者弔慰金等贈呈要綱（平成24年印西地区衛生組合訓令第1号）は、廃止する。

別表第1（第2条）

支出区分	適用の範囲	支出金額
会費等	個人又は団体が催す記念行事、総会、祝賀会等の参加に係るもの ※同一団体等の開催においては年1回までとし、構成市町の長が同一事由により支出する場合を除く。	会費相当額 ※上限 10,000 円
弔慰金等	別表第2のとおり	別表第2のとおり
見舞金	管理者、副管理者、組合議会議員、代表監査委員及び情報公開・個人情報保護審査会委員が、7日以上入院を要する場合で、特に必要と認めるもの	10,000 円以内の額
謝礼・記念品等	組合の発展に功績のあった者、組合行政協力者・協力団体等に贈るもの ※一般職の公務員には支出しない。	社会通念上、妥当と認められる範囲内の額
その他	上記のほか、管理者が特に必要と認めるもの	社会通念上、妥当と認められる範囲内の額

別表第2（第2条）

対象者	弔詞	弔慰金の額	供物
管理者及び副管理者	贈	10,000 円	生花等
管理者及び副管理者の親族の者		10,000 円	
組合職員	贈	10,000 円	生花等
組合議会議員	贈	10,000 円	生花等
組合議会議員の親族の者		5,000 円	
代表監査委員		10,000 円	
情報公開・個人情報保護審査会委員		10,000 円	
元管理者及び元副管理者		10,000 円	
上記以外で管理者が特に必要と認める者		上記の範囲内で対応	

備考

- 1 親族の者は、配偶者並びに血族又は同居の姻族であって1親等の者に限る。
- 2 組合職員については、関係する組織（印西市及び栄町並びにその一部事務組合等）とは重複して支出しない。